

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

#### 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

##### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (公募等)

第2条 知事、病院事業管理者及び教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指定し、次条の規定による申請を求めることができる。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格（以下「申請資格」という。）
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の方法及び基準
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (6) その他知事等が定める事項

##### (申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請期間内に知事等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書面
- (2) 管理に係る業務の計画書（以下「業務計画書」という。）
- (3) 管理に係る収支の計画書（以下「収支計画書」という。）
- (4) 当該団体の財務の状況を示す書類
- (5) その他知事等が定める書類

##### (選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げ

る選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

(指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取)

第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事等は、第4条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第8条 第6条の規定により指定された指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) その他知事等が定める事項

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募等）

第2条 知事は、条例第2条第1項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

- （1）インターネットの利用
- （2）本庁、総合振興局若しくは振興局の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布
- （3）前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

4 条例第2条第1項第6号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- （2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）法第244条の2第8項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第8条第6号において同じ。）
- （4）条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- （5）第10条第1項に規定する管理の目標
- （6）その他知事が必要と認める事項

（協定の締結）

第8条 条例第8条第4号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- （1）再委託の禁止等に関する事項
- （2）関係法令等の遵守に関する事項
- （3）事故発生時の報告等に関する事項
- （4）公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- （5）管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- （6）利用料金に関する事項
- （7）第10条第1項に規定する管理の目標に関する事項
- （8）北海道行政手續条例（平成7年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手續に関する事項
- （9）その他知事が必要と認める事項

(管理の目標)

第10条 知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

(2) 指定管理者制度に関する運用指針

北海道では、平成16年8月に、指定管理者制度導入の基本方針となる「指定管理者制度の導入について」を策定し、これに基づき上記条例（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例）を制定したものであるところ、一連の事務処理を適切に行うための具体的な留意事項等を定め、もって指定管理者制度の円滑かつ効果的な運用に資するべく、「指定管理者制度に関する運用指針」を定めている。以下、当該指針の内容につき概説（一部抜粋ないし要約）する。

① 指定管理者制度の仕組みについて

公の施設の適正な管理を確保するため、指定管理者の指定にあたって、以下の仕組みを法律上規定している。

ア 平等利用の確保

指定管理者に対する住民の平等利用の確保と差別的取扱いの禁止（地方自治法第244条第2項・同3項）。

イ 条例の制定

指定の手続き、指定管理者に行わせる業務の具体的内容及び管理の基準はあらかじめ条例で定め、指定管理者はこの基準に沿って指定され、管理を行う（同法第244条の2第4項）。

ウ 指定の議決

指定管理者の指定は、議会の議決を経なければならない（法第244条の2第6項）。

エ 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、地方公共団体に事業報告書を提出し、地方公共団体は、指定管理者による管理の状況をチェックする（法第244条の2第7項、同10項）。

オ 指定の取消等

地方公共団体は、指定管理者に対し、適正な管理を行うために必要な調査や指示などを行い、指示に従わない場合には、指定の取消や業務の停止を命じることができる（法第244条の2第11項）。

## カ 権限の範囲

指定管理者は、条例の定めにより、施設の使用許可を行うが、使用料の強制徴収や不服申立の決定などの行政処分権限はもたない。

### ② 指定手続の基本原則

指定手続は、上記条例（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例）及び北海道行政手続条例に基づき、以下の基本原則を踏まえ実施する。

#### 原則1：プロセス全体の透明性の確保

指定管理者への要求水準や詳細な選定基準等の公開はもとより、指定管理者候補者選定委員会での評価結果や議事録等を適時に公表するなど、公募から協定の締結に至る全てのプロセスにおいて、積極的な情報公開に努めることにより、中立・公正で透明性の高い手続を実施するものとする。他方、個人情報の取り扱いや企業秘密に関する非開示情報の取り扱いについても十分注意を払うものとする。

#### 原則2：民間の創意工夫が発揮できる環境整備

民間ノウハウを積極的に活用するためには、公募の際に、客観的に測定可能な達成目標である「管理の目標」を明示し、目標達成のために講ずべき措置等について、民間の創意工夫による提案を求めるとともに、民間事業者が施設の管理運営に関して必要とするきめ細やかな情報の提供に努めるものとする。また、業務開始後は、「管理の目標」に基づき、業績を事後的にチェックし、住民に公表することにより、施設サービスの維持向上を図るものとする。

#### 原則3：公募の徹底

意欲と能力のある民間事業者の参入機会を確保するため、指定管理者の選定に当たっては公募によることを原則とする。公募によらず特定の団体を指名して申請を求める場合は、緊急の場合及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第2項で定める場合に限ることとする。

#### 原則4：競争性の確保

幅広い民間事業者が公募に応じ、公平・公正な条件の下に競争することは、公共サービスの質の向上と経費削減のために必要不可欠なことであり、指定管理者制度の根幹となるものである。このため、申請資格や

選定基準の決定に当たっては、新規事業者の参入が事実上排除されるようなことにならないよう留意するとともに、選定委員会の意見を聴取した上で適正に決定するものとする。

#### 原則 5：申請者の負担軽減

指定手続における申請者の負担を軽減するため、申請に必要なかつ十分な情報を、入手しやすい方法で適時に提供するとともに、提出を求める申請書類は必要最小限に止めるなど、幅広い民間事業者が応募しやすい環境づくりに努めるものとする。

#### 原則 6：総合的な審査の実施

指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会において、価格のみならず、サービスの質や地域との関わりなどの要素も考慮した総合的な審査を行うものとする。また、総合的な審査にかかる基準は、選定委員会の意見を聴取した上で、公の施設ごとにその性質又は目的に応じ「指定管理者候補者選定基準」を定め、公募要項と併せて公表するものとする。

#### 原則 7：責任の範囲とリスク分担の明確化

指定管理が5年程度の長期間に及び、天災など当初予測し得ない事故等が発生する可能性も排除できないことから、指定管理者の協定の締結に当たっては、あらかじめ、道と指定管理者の責任の範囲とリスク分担について明確にしておくものとする。

### 3 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

北海道立地域食品加工技術センター条例（以下「センター条例」という。）によれば、地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するべく、北海道立地域食品加工技術センターを設置するとして、北見市に北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターを設置し、指定管理者として公益財団法人オホーツク財団にその管理を行わせていることから（センター条例第1条、2条、4条）、以下、同センターの概要について述べる。

(1) 所在地 北海道北見市大正353番地19

(2) 交通アクセス

#### ① 飛行機

各地空港から女満別空港（新千歳空港より約45分、羽田空港より約1時間45分、成田空港より約2時間25分） ⇒ 女満別空港から北見バスターミナル

(リムジンバス女満別空港線で約40分) ⇒ 北見バスターミナルからタクシーで約15分

② バス

北見バスターミナルから大正福社会館バス停 (約35分) ⇒ 同バス停から徒歩約5分

③ 自動車

J R北見駅から約15分

(3) 施設等

区分	名称	構造	数量	備考
土地	敷地		7,469.44㎡	北見市大正353-19
建物	本体棟	鉄筋コンクリート造	1,010.13㎡	建築面積 1,088.74㎡
	車庫棟	鉄筋コンクリート造	31.68㎡	建築面積 31.68㎡
立木竹	樹木		161本	
工作物	車道	アスファルト造	1 箇	4,155.74㎡
	車道	平板ブロック造	1 箇	75.00㎡
	歩道	平板ブロック造	1 箇	241.00㎡
	屋外排水	コンクリート造	1 箇	
	フェンス	鋼鉄造	190.30m	
	擁壁	コンクリート造	1 箇	
	階段	コンクリート造	2 箇	
	花壇	コンクリート造	3 箇	
	門柱	コンクリート造	1 箇	
	国旗掲揚塔	鋼鉄造	1 箇	
路端表示柱	鋼鉄造	36箇		
身障者用駐車場標識	鋼鉄造	1 箇		
構内引込柱	鉄筋コンクリート造	1 箇		
外灯	鋼鉄造	3 箇		
ハンドホール	鋼鉄造	6 箇		
焼却炉	鋼鉄造	1 箇		

(4) 指定管理者の名称

公益財団法人オホーツク財団 (以下「オホーツク財団」という。)

(5) 事業内容

① 施設の管理業務

センター条例第4条に基づく指定管理者による管理業務であり、施設・設備の維持管理 (センター条例第5条第3号)、研修室・機器の開放 (同第3条第1号) 及び利用料金の徴収業務 (同第12条) である。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定に基づき、指定管理者たるオホーツク財団は、北海道との間で、施設の管理に関する協定を、以下のとおり締結している（一部抜粋）。

#### 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの管理に関する協定書

##### （目的及び解釈）

第1条 本協定は、甲（※北海道）及び乙（※オホーツク財団）が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

##### （基本合意）

第2条 乙は、本施設を管理する指定管理者として、別記2に掲げる関係法令等（以下「関係法令等」という。）を遵守し、及び本協定に従い、善良な管理者の注意をもって、設置条例（※センター条例）第5条各号に定める本施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）を行う。

2 指定管理業務の遂行に係る費用は乙が負担する。甲は、指定管理業務の遂行に係る費用の一部を負担するため、第20条の規定により負担金を支払う。

##### （指定管理業務の委託等）

第6条 乙は、指定管理業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、指定管理業務の一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、当該業務の内容及び委託又は請負の期間等について甲の承認を得なければならない。当該業務の内容、委託又は請負の期間等を変更したときも、同様とする。ただし、第15条第1項に規定する年次業務計画書において当該業務の内容及び委託又は請負の期間等を定め、同項の規定による甲の承認を得たときは、この限りでない。

##### （指定管理業務の遂行に伴い生じた権利等の取扱い）

第7条 指定管理業務の遂行に伴い発生した著作権その他の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。ただし、営業秘密その他事業活動に有益な技術上又は営業上の情報に関するものを除く。）は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲の指示又は第15条第1項の規定により甲が承認した年次業務計画書に基づき指定管理業務の遂行のため入手した物件（消耗品及び乙が自ら使用するために入手したものを除く。以下「取得物件」という。）があるときは、別記3の取得物件報告書により甲に報告しなければならない。

3 取得物件の所有権は、本協定に定めがある場合を除き、乙が当該物件を入手した時点において甲に帰属するものとする。



(指定管理業務の範囲)

第11条 乙が実施する指定管理業務の範囲は次のとおりとする。なお、指定管理業務の細則及び業務区分ごとの要求水準その他の実施条件（以下「指定管理業務の実施条件」という。）は、本協定の本文に定めがあるもののほか、別記4の要求水準書（以下「要求水準書」という。）に記載するとおりとする。

- (1) 本施設における事業に関する業務（食品加工に関する試験及び分析の業務を除く）
- (2) 利用の承認に関する業務
- (3) 別記5に定める施設、設備及び備品の維持管理に関する業務（通常の使用により損傷した施設、設備及び備品の修繕（1件が50万円〔消費税及び地方消費税を含む。〕以下のものに限る。）に関する業務を含む。）
- (4) その他知事が定める業務

(施設の使用等)

第13条 乙は、指定管理業務を遂行するため、別記5に定める備品及び別記6に定める室を無償で使用することができる。乙は、当該備品及び室を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定管理業務の遂行に必要な消耗品は、すべて乙の負担とする。

(甲が実施する業務)

第14条 次に掲げる業務は、甲の責任と費用において実施するものとする。

- (1) 行政財産の使用許可に関する業務
- (2) 本施設の改造、増築及び移設に関する業務
- (3) 本施設の建物及び設備の大規模修繕に関する業務（法令等に基づき本施設の利用者の生命身体の安全確保を目的として行う施設の改修等を含む。）

(年次業務計画書及び年次収支計画書)

第15条 乙は、指定期間の各年度ごとに、甲と協議の上、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に添付した業務計画書及び収支計画書の内容を踏まえた年次業務計画書及び年次収支計画書を作成し、前年度の2月末までに（ただし、指定期間の最初の年度にあつては、本協定の締結後速やかに）甲に提出し、その承認を得なければならない。

(管理の目標)

第16条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、知事が定める本施設の管理の目標（以下「管理の目標」という。）は、要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 乙は、指定期間中に、申請書に添付した業務計画書の内容に基づき、指定管理業務を通じて管理の目標を達成するものとする。
- 3 乙は、毎年度、年次業務計画書において、管理の目標を達成するために当該年度に講ずる具体的な措置等を定めるとともに、指定手続条例施行規則第10条第1項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）において、当該措置等の実施状況及び管理の目標の達成状況（以下「目標達成状況等」という。）について甲に報告しなければならない。

（甲による確認）

第17条 乙は、指定管理業務の遂行に関する業務日報及び業務日報に基づく毎月の月例業務報告書を作成し、自ら指定管理業務の遂行状況を把握するものとする。

- 2 乙は、四半期ごとに、指定管理業務の遂行状況に関する前項の月例業務報告書に基づく四半期業務報告書（以下「四半期業務報告書」という。）を作成し、当該四半期の終了後10日以内に甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から事業報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、及び必要に応じ実地について調査し、乙による指定管理業務の履行の状況を確認するものとする。四半期業務報告書が提出されたときも、同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、甲は、指定管理業務の適正な履行を確保するため、必要と認めるときは、乙に対し臨時に報告を求め、又は実地について調査することができる。

（甲による利用者満足度調査等）

第18条 甲は、乙が指定管理業務を通じて提供する住民サービスに対する利用者の満足度等を把握するため、甲の責任と費用において、本施設の利用者に対するアンケート又はヒアリングその他の方法による調査（以下「利用者満足度調査」という。）を定期に実施するものとする。

- 4 乙は、利用者満足度調査の結果を踏まえ、甲と協議の上、指定管理業務の実施方法等の見直しを行い、必要な改善措置を講ずるものとする。

（乙による利用者満足度調査等）

第19条 乙は、自らが指定管理業務を通じて提供する住民サービスに対する利用者の満足度等を把握するため、乙の責任と費用において、利用者満足度調査を定期に実施するものとする。

- 4 乙は、利用者満足度調査の結果を踏まえ、甲と協議の上、指定管理業務の実施方法等の見直しを行い、必要な改善措置を講ずるものとする。

（負担金）

第20条 甲は、指定管理業務の遂行に係る負担金として、令和4（2022）年度金2,932万5,000円、令和5（2023）年度金2,951万7,000円、令和6（2024）年

度金2,963万9,000円、令和7（2025）年度金2,972万2,000円、令和8（2026）年度金2,980万4,000円を乙に支払うものとする。

（利用料金）

第21条 乙は、指定期間における本施設の利用料金（設置条例第12条の利用料金をいう。以下同じ。）の額を定め、又は変更するため、設置条例第12条の承認を得ようとするときは、その30日前までに甲に協議しなければならない。ただし、指定期間の開始日前に協議するときは、この限りでない。

（事故発生時の報告）

第33条 乙は、施設内において人身事故、施設の破損その他の事故の発生及び地震等により被災し、又は不測の事態が生じた場合は、当該事故等の影響を早期に除去するため、本協定の記載に従って、迅速かつ合理的な対応を行うものとする。ただし、本協定に対応方法に関する定めがない場合は、乙は、最善と判断した対応を迅速かつ合理的に行い、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲と協力して当該事故等の原因を調査し、甲に報告するとともに、当該事故等の再発を防止するため必要な措置を講じるものとする。

（事務の引継）

第40条 乙は、指定期間が終了し、又は指定手続条例第12条第2項の規定により指定を取り消されたときは、甲の指示に基づき、甲及び次の指定期間の指定管理者に対して、遅滞なく事務の引継ぎを行うものとする。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

（協定の解釈）

第44条 本協定の各条項等又は本協定に定めがない事項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

## ② 試験研究等

北海道が補助金等を交付する事業であり、試験研究事業、技術指導事業、技術交流事業、情報提供事業、人材養成事業がある。

以下、これらの事業内容につき、オホーツク財団の事業計画説明書（令和4年度）を引用する。

### 1 試験研究事業

#### （1）目的

圏域の食品加工技術力の高度化を図るために、圏域の農水産物を原料とする加工食品の開発や製造技術の改良に関する試験研究を行う。

#### （2）事業の概要

## 試験研究のテーマ 4テーマ

### 内容

- ・発酵技術による農畜産物の付加価値化
- ・地域農畜水産物の付加価値向上
- ・新市場対応型食品開発の基礎研究
- ・有用菌、成分等探索

## 2 技術指導事業

### (1) 目的

圏内の食品加工技術水準の向上及び新製品・新技術開発等を支援するため、圏内の各市町村において技術指導、技術相談を行うとともに、食品製造企業等が直面している技術的課題に対し、生産現場において技術指導や助言を行う。

### (2) 事業概要

区 分	事 業 概 要	回 数
移動食品加工技術センター	圏内各市町村において技術講習会及び食品加工相談を行う。	2回
食品加工技術高度化指導事業	企業からの依頼により、個別に技術指導を行う。	50企業
研究員の講師・アドバイザー派遣	圏域各市町村からの依頼に対応し、研究員の派遣による専門技術等の普及や商品開発支援	50回

## 3 技術交流事業

### (1) 目的

産官の研究者や技術者の交流を図るため、業種や技術別の共通課題について検討・交流を行う。

### (2) 事業概要

専門的知識を有する者を、コーディネーターとして委嘱し、研究会において共通課題を検討する。

区 分	研究会数	開催回数
発酵微生物酵素利用研究会	1	各2回
オホーツク公立食品加工施設実務者研究会	1	各2回

## 4 情報提供事業

### (1) 目的

研究成果の企業等への普及を図るとともに、センターの業務内容を広くPRする。

(2) 事業概要

区 分	事 業 概 要
研究成果発表会	研究テーマについて、研究発表を行う。 年1回開催
文献等技術情報提供	センター業務内容のPRのためリーフレット等を作成し配布する。
学会発表・専門誌寄稿	必要に応じ、研究成果等を発表する。随時対応

5 人材養成事業

(1) 目的

圏内食品製造業や市町村立等食品加工関連施設等の研究者や技術者の養成を図るため、技術講習会を開催する。

区 分	期 間	開 催 回 数
高度加工技術講習会	1 日	1
一般技術講習会	1 日	1

③ 試験分析

センター条例第3条第2号に基づく試験及び分析であり、北海道より委託を受けて行う事業である。

以下、当該事業内容について、北海道（委託者）とオホーツク財団（受託者）との間で取り交わされた委託契約書を掲げる（一部抜粋）。

委託契約書

- 1 委託業務の名称 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター試験分析業務
  
- 2 委託期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで  
ただし、委託者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3 業務委託料 金1,366,000円（うち消費税及び地方消費税の額 金124,182円）

ただし、第14条の規定による精算の結果、受託者の実支出額が業務委託料の額に満たないときは、当該実支出額

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務処理計画書の提出)

第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(著作権等の取扱い)

第11条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

(施設の使用等)

第12条 受託者は、委託者が指定した別表に掲げる機器、物品及び委託業務を処理するために要する室（以下「機器等」という。）を使用することができるものとする。

5 受託者は、機器等を委託業務の処理以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第13条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(実績報告等)

第14条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された実績報告書及び収支精算書を審査の上、業務委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第15条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

(委託者の催告による解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(委託者の損害賠償請求権)

第26条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

#### 4 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター

上記3同様、北海道は、帯広市に北海道立十勝圏地域食品加工技術センター(以下「とがちセンター」という。)を設置し、指定管理者として公益財団法人

とち財団にその管理を行わせている（センター条例第1条、2条、4条）。以下、同センターの概要について述べる。

(1) 所在地 北海道帯広市西22条北2丁目23-9

(2) 交通アクセス

① 帯広市内・とち帯広空港からのアクセス

ア バス

J R 帯広駅 ⇒ 十勝バス営業所（最短25分）⇒ 同バス停から徒歩5分

とち帯広空港 ⇒ 十勝バス営業所（約40分）⇒ 同バス停から徒歩5分

イ タクシー

J R 帯広駅から約20分

J R 西帯広駅から約5分

ウ 自動車

とち帯広空港から約40分

② 道内・道外からのアクセス

ア 飛行機

羽田からとち帯広空港（1時間30分）

イ J R

札幌から J R 帯広駅（最短2時間12分）

旭川から J R 帯広駅（約3時間30分）

釧路から J R 帯広駅（約1時間50分）

ウ 自動車

札幌から帯広（約4時間）

旭川から帯広（約3時間）

釧路から帯広（約2時間）

(3) 施設等

区分	名称	構造	数量	備考
土地	敷地		5,099.66㎡	帯広市西22条北2丁目
建物	庁舎	鉄筋コンクリート造	1,009.81㎡	建築面積 1,106.17㎡
	車庫	コンクリートブロック造	35.72㎡	建築面積 35.72㎡
立木竹	樹木		600本(株)	
工作物	車道	アスファルト造	1 箇	1,577.23㎡
	車道	レンガブロック造	1 箇	65.50㎡
	歩道	アスファルト造	1 箇	30.62㎡
	歩道	レンガブロック造	1 個	143.10㎡



区分	名称	構造	数量	備考
	屋外排水	コンクリート造	1 箇	
	フェンス	鋼鉄造	261.00m	
	ベンチ	石造	1 箇	
	ポラード	石造	4 箇	
	門柱	鉄筋コンクリート造	1 箇	
	国旗掲揚塔	鋼鉄造	1 箇	
	引込柱	鉄筋コンクリート造	1 箇	
	外灯	鋼鉄造	8 箇	
	ハンドホール	鋼鉄造	6 箇	
	焼却炉	鋼鉄造	1 箇	
	築山		1 箇	
	路端標示柱	鋼鉄造	45箇	
	身障者用駐車場標示	鋼鉄造	1 箇	

(4) 指定管理者の名称

公益財団法人とかち財団（以下「とかち財団」という。）

(5) 事業内容

施設の管理業務、試験研究等及び試験分析に分類されること並びにそれらの事業内容については、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター（以下「オホーツクセンター」という。）と概ね同様である。

なお、試験研究等については、同センターと同様、試験研究事業、技術指導事業、技術交流事業、情報提供事業、人材養成事業に分類されるが、各事業の具体的内容は、同センターのそれと異なるところがあることから、以下、これらの事業内容につき、とかち財団の事業計画説明書（令和4年度）を引用して述べることとする。

1 試験研究事業

(1) 目的

圏域の食品加工技術力の高度化を図るために、圏域の農畜水産物を原料とする加工食品の開発や製造技術の改良に関する試験研究を行う。

(2) 事業の概要

試験研究分野 4 分野

試験研究テーマ 4 テーマ

内容

- ・ 色調が優れた小豆餡の製造技術

従来、小豆餡は紫色が高級とされ、和菓子を扱う多くの事業者が外観色にこだわりをもつ。近年、小豆に含まれる紫色色素の特性について知見が得られており、本試験では紫色を呈する加糖餡までの製造技術を確立し、技術普及を図る。

- ・ 大豆粉末を利用した加工品開発  
 地域の複数の事業者から要望があり、大豆の利用拡大を目的として大豆粉末を利用した加工品開発に取り組む。大豆の粉碎条件を検討し、その用途として麺や餃子の皮、大豆ミート様製品等への利用を検討する。
- ・ 十勝産エゾ鹿肉の加工品質に関する研究（3年目）  
 本研究では十勝管内販売・加工業者の要望によりエゾシカ肉の品質に係る科学的データの取得について検討してきた。今年度はより高品質な十勝産エゾシカ肉の流通および普及活動に繋げることを目的に、食肉として流通されるエゾシカ肉について香気成分および官能試験を指標とした評価を行い、実用的な品質管理データの集積を検討する。
- ・ スペルト小麦の高付加価値加工利用方法の開発  
 スペルト小麦は古代小麦とも呼ばれ、近代の小麦と比較して不良環境に強い栽培特性があり、高い栄養価と差別化された風味が注目されているが加工利用方法に関する報告例は少ない。そこで本試験研究では十勝産スペルト小麦を用いた高付加価値の加工利用方法の開発に関する研究を実施する。

## 2 技術指導事業

### (1) 目的

十勝圏域の食品加工技術水準の向上及び新製品・新技術開発等を支援するため、圏域の各市町村において技術指導、技術相談を行うとともに、食品製造企業等が直面している技術的課題に対し、生産現場において指導や助言を行う。

### (2) 事業概要

区 分	事 業 概 要	回 数
食品加工技術高度化指導事業	企業等からの依頼により、個別に技術指導を行う。	70企業
食品加工相談室の開設	企業等からの技術相談に対応し、必要な助言を行う。	随時
研究員の講師・アドバイザー派遣（食品加工技術の専門家の派遣）	圏域各市町村からの依頼に対応し、研究員の派遣による専門技術等の普及や商品開発支援を実施する。	随時

### 3 技術交流事業

#### (1) 目的

産学官の研究者や技術者の交流を図るため、業種や技術別の共通課題について検討・交流を行う。

#### (2) 事業概要

専門的知識を有する者の招聘やセンター研究員による技術情報の提供・普及・共通課題の検討、情報の交換・共有、技術者間ネットワーク形成等を行う。

区 分	開催回数
十勝圏地域食品加工技術者の会（事業局担当による活動支援）	計 2 回
ものづくりワンストップ相談会（地域の支援機関 2 者との共同実施）	計 4 回
その他、当財団が実施する地域連携支援事業等における技術交流	随時

### 4 情報提供事業

#### (1) 目的

研究成果の企業等への普及を図るとともに、センターの事業内容を広くPRする。

#### (2) 事業概要

区 分	事 業 概 要
研究成果発表	試験研究テーマについての成果発表を行う。 年間 1 回開催予定。
技術情報等の提供	センター業務内容や事業成果等のPRのため、研究成果等の各技術情報、事業開催状況等を「とかち財団ホームページ」等で公開する。
展示会等への出展 他機関主催行事への参画 学会への発表 専門誌への寄稿等	必要に応じ業務内容をPRし、研究成果等を発表する。

### 5 人材養成事業

#### (1) 目的

圏域の食品製造企業等の技術者・研究者・製品開発担当者等の養成を図るため、講習会や研究会を開催する。

#### (2) 事業概要

区 分	開催回数
-----	------

十勝圏ナチュラルチーズ品質管理研究会（事務局担当による活動支援）	計2回
加工・検査等の実習を伴う専門技術講習会及び外部講師（専門家）による講習会〔座学〕（1回あたり1～2日）	計4回

## 5 委託実績と評価

### (1) 委託等金額

#### ①道の指定管理に係る負担金

北海道のオホーツク財団及びとちかち財団に対する、道の指定管理に係る負担金は以下のとおりである。

		オホーツク財団	とちかち財団
第6期 指定管理 期間	令和4年度	29,325,000円	28,435,000円
	令和5年度	29,517,000円	28,435,000円
	令和6年度	29,639,000円	28,435,000円
	令和7年度	29,722,000円	28,435,000円
	令和8年度	29,804,000円	28,435,000円

※協定書第20条（負担金）による。

#### ②センター運営事業補助金

北海道のオホーツク財団及びとちかち財団に対する、センター運営事業補助金は以下のとおりである。

	オホーツク財団	とちかち財団
令和3年度	24,870,789円	26,680,495円
令和4年度	24,744,513円	26,762,180円

#### ③道の委託事業（試験分析）

北海道のオホーツク財団及びとちかち財団に対する、道の委託事業（試験分析）に係る委託料は以下のとおりである。

	オホーツク財団	とちかち財団
令和4年度	1,308,060円	1,545,000円

### (2) 目標設定等

#### ①道の指定管理に係る負担金

指定管理者が行う業務の細目と指定管理者が提供すべき公共サービスの水準は、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター要求水準書（令和3年10月）・北海道立とちかち圏地域食品加工技術センター要求水準書（令和3年10月）によって定められ、その水準書において、以下のとおり管理運営の基本方針と管理の目

標（数値目標）が定められている。

※指定期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで

## 基本方針等

### (1) 基本方針

地域における食品加工技術の高度化の促進を図ることを目的とした施設という設置理念に基づき、適切な管理運営を行う。

### (2) 運営方針

利用者ニーズを踏まえ、企業等の利用促進を図るとともに、地域における食品加工技術の高度化の促進を図るという設置目的を達成するように配慮する。

なお、本施設の目的を推進するため、本施設において(公財)オホーツク財団（以下「財団」という。）が、道の委託を受けて試験分析業務を行っているほか、財団独自に試験研究業務等を行っているので、運営に当たっては財団と連携を図る。

### (3) 維持管理方針

- a 利用者（試験分析業務等を行う財団を含む。）が常に快適に利用できるよう、施設等の衛生管理及び敷地の適切な管理を行う。
- b 施設の利用状況を常に把握し、効率的な保守・点検及び警備等を実施し、事故、犯罪等を未然に防止する。
- c 試験機器は、一般利用者への開放と試験研究等を行う財団が共用しているため、両者の利用に支障の無いように調整を行う。

## 管理の目標

指定管理者は、本業務の実施に当たり、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年11月26日北海道規則第125号。以下「規則」という。）第10条に基づき、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を達成するため、必要な措置等を講じるものとする。

なお、知事は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年10月19日北海道条例第89号）第4条の規定により指定管理者候補者の選定を行う際、同条第2号の基準に基づき申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかについて審査し、必要な指示等を行うとともに管理の目標に係る達成状況に関し、定期的に公表する。

オホーツクセンター

達成目標及び業績指標（指定期間を通じて達成すべき成果及び具体的な指標）

達成目標及び業績指標	基準 R2	指標値					達成度評価		評価点 合計
		R4	R5	R6	R7	R8	配点	項目点	
①研修室利用件数 年間 10 件以上の確保	9 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件	10		
②機器利用件数の 年間 60 件以上の確保	70 件	60 件	60 件	60 件	60 件	60 件	20		
③研修室利用者満足 度の向上	100 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	20		
④機器利用者満足度 の向上	100 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	40		
⑤事故発生件数年間 0 件の 維持	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	10		

※利用者満足度は、協定第 18 条に基づき実施する調査により評価。

とちぎセンター

達成目標及び業績指標（指定期間を通じて達成すべき成果及び具体的な指標）

達成目標及び業績指標	基準 R2	指標値					達成度評価		評価点 合計
		R4	R5	R6	R7	R8	配点	項目点	
①研修室利用件数 年間 5 件以上の確保	1 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件	10		
②機器利用件数の 年間 200 件以上の確保	248 件	200 件	200 件	200 件	200 件	200 件	20		
③研修室利用者満足 度の向上	100 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	20		
④機器利用者満足度 の向上	100 %	70 %	70 %	70 %	70 %	70 %	40		
⑤事故発生件数年間 0 件の 維持	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	10		

※利用者満足度は、協定第 18 条に基づき実施する調査により評価。

達成度の評価方法（両センター共通）

1 「配点」

項目（達成目標）ごとの達成効果への反映割合を設定するもので、項目の重要度に着目して配点。

- (1) 利用者満足度の配点を高くし、また、研究室の貸出より、専門性が求められる試験研究機器の配点を高くしている。
  - (2) 重要であるが、当然、行うべき事項については、配点を低くしている
- (6)

## 2 「項目点」

### (1) ①～②の項目について

「項目点」＝当該年度の実績/当該年度の指標値×配点

※評価対象年度の実績値が指標値を上回る（達成度が 100%を超える）場合は、配点を上限（満点）とする。

### (2) ③～④の項目について

「項目点」＝当該年度の実績/70%×配点

※評価対象年度の実績値が指標値を上回る（達成度が 100%を超える）場合は、配点を上限（満点）とする。

### (3) ⑤の項目について

「項目点」・・・目標を達成した場合は 10 点、できなかった場合は 0 点とする。

## 3 「評価と評価点」

### (1) 毎年の評価

各項目点の合計を評価点とし、評価点の点数をランク分けし A～D により評価

評価点	評価	考え方
100～90 点	A	目標達成に向け努力が評価できる
89～80 点	B	目標達成に対し、一定程度の努力評価ができるが、一層の努力を要する。
79～70 点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取組み方法等の検討を要する。
69～50 点	D	目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
49～0 点	E	業績が著しく不要であり、道が改善指示を行う。指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取り消しを行う。

### (2) その他

項目⑤について、事故等が発生した場合は、(1)の「評価」への反映の他、指定管理者は、速やかに「目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組み見直し等」を行うものとする。

## ②センター運営事業補助金

オホーツク財団が提出した補助金等交付申請書において、以下の補助事業の目的が記載されている。

当財団（オホーツク財団）は、オホーツク圏域において、農業を核とする地域

産業の振興を支援することにより、地域産業の高度化と複合化を促進し、もって活力のある地域社会の形成に資することを目的として設立された。

地域産業支援事業、物産振興支援事業、産業連携推進事業、地域振興推進事業を実施しており、さらに北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの運営主体となり食品加工に関する研究開発や技術指導などの事業を行い、地域に根差した産業の複合化を図る。

補助金等交付申請書に添付される事業計画書には、補助事業等の内容と実施内容及び回数が記載されているが、目標の定めは見当たらない。

また、とち財団が提出した補助金等交付申請書において、以下の補助事業の目的が記載されている。

当財団（とち財団）は、とち圏域において、農業を核とした地域産業の振興を支援することにより、地域産業の高度化や複合化を促進し、もって活力ある地域社会の形成に資することを目的として設立された。

地域産業の技術力の高度化や地域産業の担い手の育成、とち製品のPRや販売促進等の事業を実施しており、さらに北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの運営主体となり、食品加工に関する研究開発や技術指導などの事業を行い、地域に根差した産業の高度化と複合化を図る。

補助金等交付申請書に添付される事業計画書には、補助事業等の内容と実施内容及び回数が記載されているが、目標の定めは見当たらない。

### ③道の委託事業（試験分析）

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター試験分析業務委託契約書及び委託業務処理要領において、以下の委託業務が定められているが、目標の定めは見当たらない。

#### 委託業務

- (1) 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターにおける試験分析に関する業務
- (2) 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターにおける試験分析に係る手数料の徴収に関する業務

また、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター試験分析業務委託契約書及び委託業務処理要領において、以下の委託業務が定められているが、目標の定めは見当たらない。



## 委託業務

- (1) 北海道立十勝圏地域食品加工技術センターにおける試験分析に関する業務
- (2) 北海道立十勝圏地域食品加工技術センターにおける試験分析に係る手数料の徴収に関する業務

## 第3 監査の結果

北海道立地域食品加工技術センターの運営に関わる事務全般につき、着眼点ごとに監査手続を定め、その手続に従い監査を実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められたものの、一部の事項については、次のとおり留意すべき事項が認められた。

- 1 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか  
是正改善を要する事項はなかった。

- 2 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか

### (1) 施設・設備の管理について

#### ① 研修室の利用について

センター条例第3条第1号に規定されているとおり、オホーツク財団及びとかち財団は、技術センターの指定管理者として、その施設及び設備を一般の利用に供することとされているところ、各技術センターにおける研修室の利用状況（令和2年度～令和4年度）は、以下のとおりである。

#### ア オホーツクセンター

年 度	目 標 値	実 績 値	達 成 率
令和2年度	20件	9件	45%
令和3年度	20件	3件	15%
令和4年度	10件	11件（※）	110%

※ 11件の利用件数のうち、6件はオホーツク財団自身の利用による。

#### イ とかちセンター

年 度	目 標 値	実 績 値	達 成 率
令和2年度	6件	1件	17%
令和3年度	6件	3件	50%
令和4年度	5件	1件	20%

上記のとおり、各技術センターにおける研修室の一般利用の目標は、いずれの年度も達成できていないことが認められる（オホーツクセンターの令和4年度における利用目標については、数字上達成されているものの、その利

用件数の半数以上は、指定管理者たるオホーツク財団によるものであり、実質は未達成と評価すべきである。)

この点、オホーツクセンターについては、研修室の所在場所が市街地からやや遠くアクセスに難があること、とかちセンターについては、とかち財団が指定管理業務としてではなく独自に管理運営している研修室があるために利用件数が伸び悩んでいるものと思われるものの、他方、指定管理者として、研修室の利用目的(※)を厳格に解しているきらいもある。

※ センター条例第9条第1号によれば、研修室の利用目的が、技術センターの設置の目的(同条例第1条に定める「地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与する」目的)に反するときは、指定管理者は、施設の利用を承認してはならないとされている。

上記の利用実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により低下したとの言い分もあり得る一方、当該影響下において、一般利用による研修室の捉え方につき利用者のマインドが定着した可能性があることから、現状のままで研修室の利用件数の増加が見込める保証もない。

研修室の利用は、技術センターの設置目的に反しない限り、利用を承認してよいのであって、利用の在り方を緩やかに解することによって、より広範に利用促進をPRすることが可能になるとと思われる。

#### 【意見】

利用目的を厳格に解することなく、研修室の利用件数の増加に向けた取組みを検討すべきである。

#### ② 太陽光パネルの取扱いについて

とかち財団の管理する施設・設備のうち、建物庁舎(構造:鉄筋コンクリート造)の屋上に太陽光パネルが設置されているところ、当該パネルについては、建物庁舎とは別に、協定書の施設・設備又は備品一覧表に個別の記載はなされていない。

この点、当該パネルは、財団が管理し、かつ、建物庁舎とは独立したものとして管理することが可能である以上、上記一覧表のいずれかに表記するなど、財産的価値のあるものとして個別に評価すべきである。

#### 【意見】

とかち財団が管理する建物庁舎の屋上に設置されている太陽光パネルについては、同庁舎と一体としてではなく、財産的価値のあるものとして個別に評価すべきである。

③ 施設等の修繕における相見積りの取得基準について

オホーツク財団及びとかち財団は、指定管理者として、施設、設備及び備品（以下、これらを総称して「施設等」という。）の維持管理に関する業務を行うこととされているところ、その業務の中には、通常の使用により施設等が損傷し修繕を要する場合における修繕（1件が50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の修繕に限る。）も含まれている（協定書第11条第3号）。

この点、各財団の規程・規則において、修繕に関する契約（請負契約）に関し、以下のとおりの定め（一部抜粋）がある。

オホーツク財団財務会計規程

(契約の締結)

第29条 財団の契約は、理事長が締結する。

(競争契約)

第30条 理事長は、売買、賃貸借、請負その他の契約をしようとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、競争に付し、契約の目的に従って、最高又は最適の価格による入札者と契約しなければならない。

(随意契約)

第31条 理事長は、次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

(1) 契約の目的が代替性のないものであるとき

(4) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあっては予定賃借料の年額又は総額）が、次の契約の種類に応じた額の範囲内にあるものをするとき

ア 工事又は製造の請負	130万円
イ 財産の購入	80万円
ウ 物件の借入	40万円
エ 財産の売払い	30万円
オ 物件の貸付け	30万円
カ アからオに掲げるもの以外のもの	50万円

2 理事長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、2人以上の者から見積書を取らなければならない。ただし、契約の性質又は目的上2人以上の者から見積

書を取ることができないときは、1人の者から見積書を取ることができ  
る。

とかち財団契約規則

(契約の執行)

第2条 契約は理事長がおこなう。

(一般競争入札)

第3条 契約の締結は、一般競争入札の方法によりおこなう。ただし、第1  
7条及び第22条に定める場合に該当するときに限り、指名競争入札又は  
随意契約の方法により締結することができる。

(随意契約)

第22条 第3条ただし書きの規定により、随意契約することができる場合は、  
次の各号に掲げる場合とする。

(1) 予定価格（賃借の契約にあつては予定賃借料の総額）が、300万  
円以下の契約をするとき。

(2) 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(予定価格の決定)

第23条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第9条第1項の規定に  
準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第24条 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2以上の者  
から見積書を徴さなければならない。ただし、2以上の者から見積書を徴  
することができない場合は、この限りではない。

以上の規程・規則の内容から、随意契約（施設等の修繕に関する契約）を締  
結するに当たり、オホーツク財団においては、契約の性質又は目的上2人以上  
の者から見積書を取ることができないとき、とかち財団においては、単に2以  
上の者から見積書を徴することができないときは、1人の者からの見積もりで  
足りることとなる。しかし、単数（一者）からの見積もりだけで当該契約の契  
約金額の妥当性を評価することは困難であり、これでは、見積もりを依頼した  
業者の言い値で各財団が契約を締結するおそれが生じる。

また、上記規定（オホーツク財団：契約の性質又は目的上2人以上の者から  
見積書を取ることができないとき、とかち財団：2以上の者から見積書を徴す  
ることができない場合との規定）によれば、果たしていかなる場合に、相見積  
もりを取る必要がないと認められるのか、規定上その基準は曖昧である。

## 【意見】

随意契約の方法による場合は、相見積もりをとることを原則とし、例外的に単数見積もりで足りる場合でも、その例外的取扱いの基準を明確にするべきである。

### (2) 備品等の管理について

固定資産について、オホーツク財団の財務会計規程（一部抜粋）は、以下のとおり定めている。

#### (固定資産の範囲)

第39条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する減価償却資産については、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上のものをいう。

2 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満のものは、原則として固定資産として取り扱わない。

#### (固定資産の管理)

第43条 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、重要なものについてはその移動に関し必要事項を記載した書面により、そのつど理事長に報告しなければならない。

同じく固定資産について、とちかち財団の会計規則（一部抜粋）は、以下のとおり定めている。

#### (固定資産の範囲)

第29条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

##### (1) 基本財産

評議員会で基本財産とすることを議決した財産

##### (2) 特定資産

特定の目的のために使途、保有、運用方法等に制約を課した預金、有価証券等の金融資産、及び土地、建物等の資産で、特定費用準備資金、資産取得資金、引当資産を含む

##### (3) その他固定資産

基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が10万円以上の資産

#### (固定資産の管理)

第30条 固定資産統括管理責任者は、会計事務統括責任者とする。

- 5 固定資産管理担当者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動等について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

① 備品の管理について

ア 北海道所有の備品と財団所有の備品との区別について

とちかち財団が管理している固定資産たる備品（以下、固定資産の範囲たる備品を単に「備品」という。）のうち、北海道の所有である備品には、そのことを示すシールが貼付されているものの、財団の所有する備品には貼付されていなかった。

この点、財団の所有する備品につき、北海道の所有する備品と区別する趣旨でシールが貼付されていなければ、外形上、当該備品が北海道又は財団のいずれの所有であるか一見して判別することができず、ひいては備品の適切な管理に支障が生じるおそれがある（現に、北海道の所有する備品に貼付されるべきシールが剥がれ落ちている事例も認められたことから、シールの貼付されていない備品＝財団所有の備品とも言い切れない。）。

**【意見】**

とちかち財団の管理する備品につき、北海道の所有である備品と区別する趣旨で、財団の所有する備品であることを示すシールを貼付するなどして管理を行うべきである。

イ 北海道所有の備品であることを示すシールについて

上述のとおり、とちかち財団が管理する備品のうち、北海道の所有する備品には、そのことを示すシール（北海道財務規則別記第51号様式たるシール）が貼付されているものの、当該シールのうち、備品の種類や管理番号を示す印字部分が、年月の経過により薄く消えかかっている、見えないものが多数認められた。

この点、同じ種類の備品が複数ある場合、それぞれの備品に貼付されたシールに管理番号が記載されていなければ、各備品を特定することが困難となり、ひいては備品の適切な管理に支障が生じるおそれがある。

**【意見】**

とちかち財団の管理する備品のうち、その性質上、各備品の特定を確実に行える場合を除き、当該備品には管理番号を明記したシールを貼付して管理を行うべきである。

ウ 各備品台帳の記載に関する誤りについて

北海道が作成する備品台帳とオホーツク財団・とち財団が作成する各備品台帳との記載について比較した結果、例えば、以下の誤りが認められた。

- (ア) オホーツク財団作成に係る備品台帳では、処分又は入れ替えられたものとして処理されているにもかかわらず、北海道作成に係る備品台帳にはその内容が反映されていない。
- (イ) 北海道及びとち財団作成に係る各備品台帳に記載のある備品が、実際には存在していなかった（処分済みであるにもかかわらず、備品台帳上、反映されていない）。
- (ウ) とち財団作成に係る備品台帳には「処分済み」と記載があるにもかかわらず、北海道作成に係る備品台帳には記載がない（処分済みであることが反映されていない）。

上記の例は、いずれも多数の備品について認められた誤りであることから、速やかに是正の上、当該誤りについては、備品の管理体制の不備に起因する可能性があることから、その発生理由を含め検証すべきである。

**【指摘】**

北海道と各財団が作成する備品台帳に認められた誤りについては、速やかに是正の上、その発生理由を含め検証すべきである。

エ 北海道に寄贈した備品の取扱いについて

指定管理者が指定管理業務の遂行のため入手した物件の所有権は、消耗品及び指定管理者が自ら使用するために入手したものを除き、指定管理者が当該物件を入手した時点で、北海道に帰属することとなる（協定書第7条第3項）、オホーツク財団においては、自ら使用するために取得した備品を北海道に寄贈し、北海道は、当該備品の取得価格につき、0円と評価している事例が認められた。

この点、北海道は、オホーツク財団より無償で備品を取得していることから、かような評価をしているのであるが、これでは、当該備品自体の価値を適正に評価しているとは言えず、例えば、当該資産を取得するために通常必要となる金額をもってその取得価格を算出すべきである。

**【意見】**

北海道がオホーツク財団より寄贈された備品については、当該資産を取得するために通常必要となる金額をもってその取得価格を算出すべきである。

#### オ 機器の更新について

オホーツク財団及びとかち財団は、各技術センターに備え付けられた機器を一般の利用に供すること並びに食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うことを業務とし、また、北海道が補助金等を交付する事業においては、当該機器を利用して試験研究等を行うことから、上記機器がその目的に沿う形で適切に利用できる状態にあることが求められるところ、各技術センターに備え付けられた機器の多くが、耐用年数を大幅に超過して更新されていない状態にある。そのため、いったん不具合が発生した場合、交換部品が入手できない、修理自体ができない、あるいはサポート期間が終了しているなどの理由で、機器を復旧できないという事態に陥ることとなる。現に、各技術センターにおいて、重大な不具合が発生したために使用できない機器が多数あることが認められ、これにより、各技術センターに求められる上記の業務を、十全に果たせないことが懸念される。勿論、機器を更新するためには費用を要することから、耐用年数を大幅に超過した機器を一律に更新することが困難であることは理解できるものの、「動かなくなったから更新する」というのではなく、たとえ現状使用できる状態にあったとしても、各機器の重要性に軽重をつけるなどして、機器の更新をするべきである。

#### 【意見】

耐用年数が大幅に超過している機器につき、たとえ現状使用できる状態にあるとしても、各機器の重要性に軽重をつけるなどして、機器の更新をするべきである。

#### ② 消耗品の管理について

消耗品について、オホーツク財団の財務会計規程（一部抜粋）は、以下のとおり定めている。

（物品の範囲）

第48条 物品とは、次の各号のものをいう。

（1）消耗品

（2）耐用年数1年以上で、かつ、1件又は1組の価額が10万円未満の什器備品をいう

（物品の購入及び管理）

第49条 物品の購入及び管理については第43条及び第52条の規定を準用する。



他方、とち財団の会計規則には、消耗品に関する定義規定はなく、特段台帳等で消耗品を管理することもない。

ア 消耗品に関する台帳の作成について

オホーツク財団の財務会計規程第43条及び第49条によれば、消耗品の管理について、台帳を設けた上で、その保全状況及び移動について所要の記録を行うべきところ、財団は、消耗品に関する台帳を作成していない。

この点、後述する消耗品の数量等の照合に関しては、台帳を用いることにより、適切な消耗品の管理が可能となるものであり、財団の財務会計規程もそのことを念頭に置いて、固定資産の管理規定（第43条）を消耗品のそれ（第49条）に準用しているものと思われる。

**【指摘】**

オホーツク財団は、同財団の財務会計規程に基づき、固定資産に準じて消耗品に関する台帳を作成して消耗品を管理するべきである。

イ 消耗品の数量等の照合について

上述のとおり、オホーツク財団及びとち財団においては、いずれもセンターの運営に必要な消耗品につき、台帳を作成することなくその数量等の照合も行われていない。

この点、消耗品の内容如何によっては、その性質上、大量に購入かつ消費され、台帳による管理に適さない物もあろうが、数量等の照合を行うことがなければ、消耗品につき適切な量を購入・消費しているか否かにつき事後的に検証することは困難となる。

**【意見】**

消耗品につき、適切な量を購入・消費しているか否かを検討する趣旨で、当該物品の性質に応じた照合を行うことを検討するべきである。

ウ 新旧指定管理者間における消耗品の帰属に関する取扱いについて

オホーツク財団及びとち財団が指定管理業務を遂行する上で取得した消耗品については、同財団にその所有権が帰属するところ（協定書第7条第2・3項参照）、北海道の回答によれば、指定期間が終了した場合における財団所有に係る消耗品の取扱いについては、協定書第44条に基づき、北海道及び両財団が協議して定めることとなるとのことであるが、新旧指定管理者間において引継を要する場面を想定したマニュアル等は作成されていない。

新旧指定管理者間の引継に関し、事前にマニュアル等を作成することは、実際に引継を要することとなった際に、新指定管理者が円滑に指定管理業務に関する事務手続を行うことができるようにするためであるところ、北海道及び両財団において、協定書第44条による協議や同第40条に基づく引継を想定したマニュアル等の作成はなされておらず、そもそも北海道が、現在の指定管理者たるオホーツク財団及びとちかち財団について指定管理が終了することを想定していないのではないかと、との懸念が生じるものである。

### 【意見】

消耗品の帰属に関する取扱いを含め、新旧指定管理者間における指定管理業務の引継を想定したマニュアル等を作成すべきである。

### (3) 現金管理について

現金管理に関する道の委託事業の委託契約書等の定めを確認したところ、以下のとおりである。

委託業務処理要領（道の委託事業に関するもの）

#### (6) 現金の払込み及び現金払込書の記載

現金を領収したときは、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）による所定の現金払込書を添え、現金領収の日又はその翌日に財務規則に定める指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、現金領収の日に払込みができず、かつ、その翌日が休館日に該当するときは、これらの日の翌日に払い込むものとする。

また、北海道財務規則において現金管理について参考となる規定は以下のとおりである。

北海道財務規則（昭和45年4月1日規則第30号）

（現金の払込み）

第61条 収入取扱員は、現金を領収したときは、現金払込書を添え、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、領収金額が1万円未満のときは、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込むことができる。

（前渡資金の保管）

第121条 資金前渡員は、その保管に属する現金を、会計ごとに区分し、知事、部局長又は地方部局長の指定する銀行その他の金融機関（以下「指定銀行」

という。)の普通預金(預金保険法(昭和46年法律第34号)第51条の2第1項に規定する決済用預金であるものに限る。)に預託しなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものにあつては、手元に保管することができる。

- (1) 外国において支払をする経費
  - (2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
  - (3) 船舶に属する経費
  - (4) 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
  - (5) 競馬開催地において支払を要する経費
  - (6) その他の経費で知事が必要と認めるもの
- 2 資金前渡員は、その手元に保管する現金については、これを最も確実な方法で保管しなければならない。
- 3 資金前渡員は、その保管に属する現金を私金と混同してはならない。

現地調査日の令和5年10月30日に、とかち財団職員に現金実査を指示したところ、現金出納帳の残高と実際の現金有高が不一致であった。その理由を確認したところ、小口現金を0円にしているため、利用者から利用料の支払の際におつりを求められた場合、職員が立替をしておつりの返金をしているためとの回答があった。

また、利用料の入金は原則として10日、20日、30日の月3回のタイミングで行い、そのときに立替をした職員に精算しているとのことであった。

一般に企業規模を問わず民間企業においては、現金取引が発生する場合には現金実査が行われ、日々の現金有高と現金出納帳の残高が一致することは当然である。また、現金は紛失、不正の恐れが高いため、保有する現金を最小限にしつつ常に現金の状況を把握できる内部統制を整備する必要がある。

公的資金により運営されている事業においては、現金管理は一般の民間企業よりも高度な注意義務が課されていると考えるべきである。

以上より、委託業務処理要領及び北海道財務規則の趣旨に従い、北海道はとかち財団に対して適切な現金管理を徹底するよう指導すべきである。

なお、適切な現金管理を行うための対応として以下の方法が考えられる。実態に即した方法を検討すべきである。

- ①職員立替の仕訳計上により小口現金を現金有高にあわせる。ただし、職員がおつりを立て替えることの是非が問われ、北海道財務規則の趣旨から適切で

はない。

- ②おつり用の小口現金制度を設ける。
- ③クレジット・電子マネー決済を導入し、小口現金の入出金機会を減らす。(指定管理者候補者決定基準「ICT(情報通信技術)を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること」に対応することとなるが、手数料負担等のデメリットもあり慎重に検討をすべきである。)
- ④金種表を活用し、不正を防止する仕組みをつくる。

#### 【指摘】

北海道は、とち財団の現金管理について、委託業務処理要領及び北海道財務規則の趣旨に従い、定期的に現金実査を行う等、現金出納帳と実際の現金有高と一致しているかを確認させ、現金管理を徹底するように指導すべきである。

## 第4章 おわりに(総括所感)

### 第1 監査の目的

観光は北海道を代表する地域資源であり、道内はもとより国内外からの関心と期待も高く、北海道経済の活性化に大きく寄与しているものである。

近年の人口減少やコロナ禍の影響による観光客の減少により打撃を受けた北海道の基幹産業である観光業、農業・漁業の再興及び強化は急務であり、北海道ブランドの魅力を存分に発揮するためにこの資源を効率的に活用して地域の魅力を高めていくことが肝要であると思われる。

また、観光資源は全道各地に広く分布しており、観光サービスの拠点としての側面を持ちながら、雇用の創出といった点でも強い期待が持たれている。

これらのことを踏まえ、北海道観光のくにつくり行動計画を推進するため、北海道における観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な執行が適切に行われているか、及びその効果測定が適切に行われているか、また、それらの業務が法令、条例、規則等に基づいているか、事業構築の過程において最良の方法が用いられており無理無駄がないか、改善すべき点は無かったかを視点として監査を行った。

### 第2 視点に基づく監査の結果

結果として重大な法令違反となる行為は無かったが、大義たる理由によって原則によらず例外規定を執ったのか、理解し難いものがあったり、財務規則に定める取扱いを細部まで徹底して行っていないものがあったことも事実である。

観光振興に関する事業では直営事業で行われているものと、機構負担金事業で行われているものがあり、その比率は圧倒的に機構負担金事業によるものが多いとなっている。

機構負担金事業の中で、機構が各観光協会等へ支援を行うものがあり、機構の負担額の算定上、機構の負担金額と同額以上の応募団体負担を求めている中で、当該応募団体の負担額の中に現物協賛額を含めて算定がなされている。この現物協賛額は、観光協会等への支援に係る負担金額に直結する大変重要なものであるが、当該評価額の算定に必要な基準について統一的な運用がなされていない。

同様の現物協賛において評価の異なるものが散見され、評価算定の妥当性と公平性を客観的に示す必要があると同時に、現状では人件費が現物協賛に含めていないが、人材不足のこの時代において、人手の抛出こそが現物協賛の中心にあって然るべきと思慮される。よって人件費を含めて現物協賛の範囲についても検討していくべきである。

また、遂行した各種事業がどの程度の効果をもたらしたのかについて、負担金事業立案時に定めた成果指標について、当該事業終了後に評価した達成度を実績報告書に記載し、後に運営形態が最善であったかも含め再検証するために、完全な履行状況下で事業を精算することを徹底すべきである。

その他、今回の監査対象施設においては、備品及び消耗品の取扱いについて完璧とはいえない管理体制の部分もあった。備品の管理については、北海道財務規則により、北海道の所有する資産については、そのことを示すシールを貼付し管理することと定められているが、シールが貼られていても備品の種類や管理番号等が不明瞭なものも多数見受けられた。このため同種の資産が複数ある場合に、各備品の特定が困難となり、備品管理に影響を及ぼす恐れがあると思われた。北海道民の税金で購入された備品及び消耗品について、もう少し真摯に管理及びその指導に取り組んで頂きたい。

### 第3 まとめ

本件監査の視点・結果については、上記で述べたとおりであるが、最後に、北海道の現状と将来の懸念には、人口減少・少子高齢化の進行による地方産業の担い手減少、コロナ禍の影響による観光客減少等により打撃を受けた北海道の基幹産業の一つである観光業の再興と強化が挙げられる。

ポストコロナにおける観光事業においては、コロナ禍の影響による出張の減少、観光客の志向の専門性・多様性に見られるような、観光に関する社会的環境や価値観の変化が起こっている。

今後においては、マーケティング、プロモーションから素材である観光施設・イ

ンフラ整備、お土産商品の開発・提供に至るまで、臨機応変かつ迅速に対応するため、更なる民間ノウハウの活用や市町村をはじめ他の都府県の事例等の研究・吸収を行い多様な人材交流、ネットワークを利用し、多様化された諸課題に向き合わなければならない、国の政策の展開等を含め、北海道を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じており、未来に向けた変化を一早くとらえる必要がある。

本監査の結果が、北海道総合計画の特定分野別計画である「北海道観光のくまのくにづくり行動計画」への取組、計画遂行を通じ、ひいては北海道総合計画を達成する上での一助になれば幸いである。